老人福祉施設設置等の届出等に関する要綱

宮崎県長寿介護課平成13年2月27日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号 以下「法」という。)、 老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)及び老人福祉法施行規則(昭和38年 厚生省令第28号)並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく宮崎県内の 老人福祉施設設置等の届出等に関し、必要な事項を定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、宮崎市に所在する老人福祉施設等については、 特に定めがない限り適用しない。

(老人居宅生活支援事業開始届)

第2条 法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の届出は、別記様式第1号の老人 居宅生活支援事業開始届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第3条 法第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業の届出は、別記様式第2号の 老人居宅生活支援事業変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人居宅生活支援事業廃止・休止届)

第4条 法第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の届出は、別記様式第3号の 老人居宅生活支援事業廃止・休止届により、廃止又は休止の日の1月前までに届け出な ければならない。

(老人デイサービスセンター等設置届)

第5条 法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター(以下「老人デイサービスセンター等」という。)の届出は、別記様式第4号の老人デイサービスセンター等設置届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人デイサービスセンター等変更届)

第6条 法第15条の2第1項の規定による老人デイサービスセンター等の届出は、別記様式第5号の老人デイサービスセンター等変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人デイサービスセンター等廃止・休止届)

第7条 法第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター等の届出は、別記様式 第6号の老人デイサービスセンター等廃止・休止届により、廃止又は休止の日の1月前 までに届け出なければならない。

(老人ホーム設置届)

第8条 法第15条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)の届出は、別記様式第7号の老人ホーム設置届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人ホーム設置認可申請書)

第9条 法第15条第4項の規定による養護老人ホーム等の申請は、別記様式第8号の老人ホーム設置認可申請書により、あらかじめ申請し、知事の認可を受けなければならない。

(老人ホーム変更届)

第10条 法第15条の2第2項の規定による養護老人ホーム等の届出は、別記様式第9 号の老人ホーム変更届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人ホーム職員変更届)

第11条 養護老人ホーム等の施設長の変更については、別記様式第10号の老人ホーム 職員変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人ホーム廃止・休止・入所定員変更届)

第12条 法第16条第2項の規定による養護老人ホーム等の届出は、別記様式第11号 の老人ホーム廃止・休止・入所定員変更届により、廃止、休止又は入所定員の減少若しくは増加の日の1月前までに届け出なければならない。

(老人ホーム廃止・休止・入所定員変更認可申請書)

第13条 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム等の申請は、別記様式第12号の老人ホーム廃止・休止・入所定員変更認可申請書により、あらかじめ申請し、知事の認可を受けなければならない。

(軽費老人ホーム設置届)

第14条 社会福祉法第62条第1項の規定による軽費老人ホームの届出は、別記様式第 13号の軽費老人ホーム設置届により、あらかじめ届け出なければならない。 (軽費老人ホーム設置許可申請書)

第15条 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの申請は、別記様式第 14号の軽費老人ホーム設置許可申請書により、あらかじめ申請し、知事の許可を受け なければならない。

(軽費老人ホーム変更届)

第16条 第14条の規定による届出をした者が、社会福祉法第63条第1項による変更をしようとする場合の届出は、別記様式第15号の軽費老人ホーム変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(軽費老人ホーム変更許可申請書)

第17条 第15条の規定による許可を受けた者が、社会福祉法第63条第2項による変更をしようとする場合の申請は、別記様式第16号の軽費老人ホーム変更許可申請書により、あらかじめ申請し、知事の許可を受けなければならない。

(軽費老人ホーム廃止届)

第18条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの届出は、別記様式第17号 の軽費老人ホーム廃止届により、廃止の日の1月前までに届け出なければならない。

(有料老人ホーム設置届)

第19条 法第29条第1項の規定による有料老人ホームの届出は、別記様式第18号の 有料老人ホーム設置届により、あらかじめ届け出なければならない。

(有料老人ホーム変更届)

第20条 法第29条第2項の規定による有料老人ホームの届出は、別記様式第19号の 有料老人ホーム変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(有料老人ホーム廃止・休止届)

第21条 法第29条第3項の規定による有料老人ホームの届出は、別記様式第20号の 有料老人ホーム廃止・休止届により、廃止又は休止の日の1月前までに届け出なければ ならない。

(調査票等の提出)

第22条 法第18条第2項及び社会福祉法第70条の規定に基づき、養護老人ホーム等 の長及び軽費老人ホームを経営する者は、次の表に掲げる調査票等を同表に定める期限 までに提出しなければならない。

様 式	提 出 書 類	提出期限
様式第21号-1~3	①養護老人ホーム調査票	調査月の翌月10日まで
	②特別養護老人ホーム調査票	
	③軽費老人ホーム(ケアハウス)調査票	

(重要事項説明書等の提出)

第23条 法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者又は管理者は、次の表に掲げる書類を同表に定める期限までに提出しなければならない。

様 式	提 出 書 類	提出期限
様式第22号	①重要事項説明書	毎年7月末日まで
	②介護サービス等の一覧表	
	③直近の事業年度の貸借対照表、損益	
	計算書等の財務諸表	

(書類の提出)

第24条 第2条から第23条に規定する申請書等の書類については、指導監査・援護課 を経由して長寿介護課に正副各1部を提出するものとする。

附則

1 この要綱は、平成13年2月27日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。